

この法律において「延命措置の不開始」とは、終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において、当該患者の診療を担当する医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。

(2) 5条3項(第2案)

この法律において「延命措置の中止等」とは、終末期にある患者に対し現に行われている延命措置を中止すること又は終末期にある患者が現に行われている延命措置以外の新たな延命措置を要する状態にある場合において、当該患者の診療を担当する医師が、当該新たな延命措置を開始しないことをいう。

(五) 医師の免責規定

本法の主要目的は、医師の免責を法律上明確に規定しようとした点にある。

「第7条の規定による延命措置の不開始については、民事上、刑事上及び行政法上の責任(過料に係るものを含む。)を問われないものとする」(9条)。

二、法案に対する日弁連の批判³⁶

³⁶ 2007年に日本弁護士連合会は「臨死状態における延命措置の中止等に関する法律案要綱(案)」に関する意見書、http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/070823_3.pdf(最後閲覧日:09/30/2016)を公表したが、さらに、2012年(平成24年)4月4日『『終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案(仮称)』に対する会長声明』、http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2012/120404_3.html(最後閲覧日:09/30/2016)が会長名で公表され、「尊厳死法制化を考える議員連盟」による「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案」に対して批判を表明した。この会長声明では、現在もなお、先の意見書の批判点を踏まえてた上で、それが「全く改善されていない」と批判する。結論として、「本法律案は、以上のように、『尊厳死』の法制化の制度設計に先立って実施されるべき制度整備が全くなされていない現状において提案されたものであり、いまだ法制化を検討する基盤がないというべきである。しかも、

